

防府市男女共同参画啓発講座市民スタッフ要綱

平成17年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市における男女共同参画啓発講座の企画及び運営を行うため、防府市男女共同参画啓発講座市民スタッフ(以下「市民スタッフ」という。)を置く。

(業務)

第2条 市民スタッフは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画啓発講座の企画及び運営
- (2) その他男女共同参画啓発講座に関する事項

(依頼)

第3条 市民スタッフは、6人以内とし、市長が依頼する。

(依頼機関)

第4条 市民スタッフの依頼期間は、市長が依頼した日からその年度内の事業の終了するまでとする。

(組織)

第5条 市民スタッフに代表を置き、市民スタッフの互選により決定する。

2 代表は、市民スタッフを総括する。

(庶務)

第6条 市民スタッフの庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民スタッフについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。